

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業再編を経験した新興企業（スタートアップ・ベンチャー企業）における労使コミュニケーションに関する実態調査について

調査概要

調査の目的

事業再編（合併、会社分割、事業譲渡等）時のスタートアップ等（※）における労使コミュニケーション等の実態を把握すること

※事業成長担保制度（当時の名称。現在の企業価値担保制度。）の主な利用者として想定

調査の内容

調査主体: 独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）

調査対象企業: 事業再編を経験したスタートアップ等5社

具体的な調査方法:

JILPTの調査員が調査対象企業に対してヒアリングを実施

主な調査項目:

- ◆ 会社の概要（沿革、事業内容、労働者数、労働組合の有無等）
- ◆ 事業再編の概要（類型、経緯、契約内容等）
- ◆ 事業再編時の労使関係（労使コミュニケーションの時期・方法・内容、労働契約の承継、労働条件の変更等）
- ◆ 事業再編に伴う労働関係上の課題感・改善点

調査対象企業の概要

	事業再編の類型	設立時期	事業内容	労働者数	労働組合の有無
事例1	事業譲渡	2010年代後半	金融業・保険業	約20人 (譲渡会社)	無
事例2	株式移転	1990年代前半	サービス業 (他に分類されないもの)	約400人 (株式移転により完全子会社となった会社)	無
事例3	株式譲渡	2020年代前半	情報通信業	約50人 (株式発行会社)	無
事例4	株式譲渡	2010年代後半	情報通信業	約50人 (株式発行会社)	無
事例5	新会社の設立	2010年代後半	金融業・保険業	約20人 (元の会社)	無

ヒアリング事例の概要

	事業再編の類型	事業再編の概要
事例1	事業譲渡	・調査対象企業は、相手社との間で合併に向けた話し合いを進めていたが、交渉の中で合併は困難となったため、事業譲渡に変更することが提案された ・調査対象企業は資金繰りに窮しており、商品と契約者を守るためにその提案を受け入れた ・労働者のうち1名は退職後、相手社で採用され、その他の労働者は他の会社に転職するなどした
事例2	株式移転	・調査対象企業の活動が活発化し、管理業務が増大した ・調査対象企業の管理本部だけではグループ全体の管理に対応できなくなりつつあったことから、持株会社を設立して全体の管理を統括することにした
事例3	株式譲渡	・調査対象企業は、顧客開拓に当たって会社の信頼性を高める必要があるなどの経営課題を抱えていた ・調査対象企業は、業務提携先のグループ会社の一員になることで、グループ会社の資産を活用した迅速な事業展開が可能になると判断し、業務提携先に対して自社株式を譲渡した
事例4	株式譲渡	・調査対象企業は、自力での企業成長に限界を感じ、提携先を探していた ・調査対象企業が大手企業の完全子会社となる形で、株式譲渡が行われた
事例5	新会社の設立	・調査対象企業の社長は、新規事業に対する意欲を有していた ・調査対象企業は、新会社を設立し、新会社において新規事業を始めることとした ・調査対象企業の社長は、新会社の会長としての地位も有することとなった

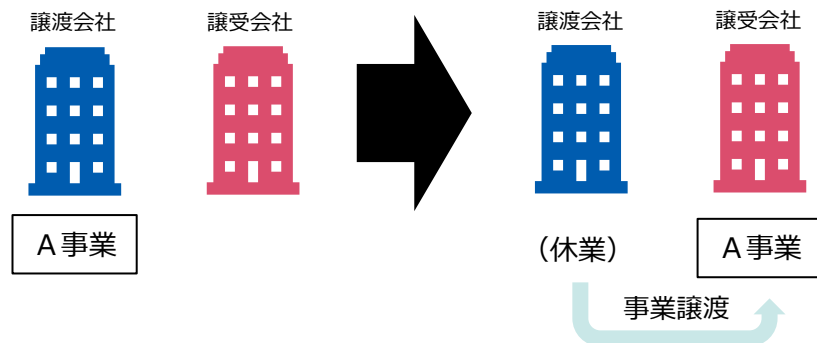
労使コミュニケーション等の概要

	事業再編の 類型	労使コミュニケーション			労働契約の承継 労働条件の変更
		開始時期	方法	内容	
事例1	事業譲渡	事業譲渡が決定後、 早期に実施	・全労働者に対する説明 ・全労働者との個別面談 ※譲渡会社の社長が実施	・他社との合併から事業譲渡となった経緯 ・財務状況などの企業情報 ・希望があった労働者に対する転職先の紹介	事業譲渡契約においては、 いずれの労働契約も譲渡対象に含めないこととされた ※1名は譲渡会社を退職後、 譲受会社で採用(賃金減少) ※その他の労働者は他の会社 に転職するなどした
事例2	株式移転	株式移転の手続後、 ホールディングス組織 内の体制整備を行った 直後に実施	・親会社への転籍予定者との 個別面談 ※完全子会社となった会社の管理 本部長が実施	・グループ経営の体制 ・基本的な業務内容に変更がないこと ・転籍後の処遇(賃金等)	
事例3	株式譲渡	株式譲渡の公表と同時に 実施	(個別事項) ・オンライン集会の実施 ・グループ会社の社長からの メッセージの発信 ※株式発行会社が実施	・グループ会社化の目的 ・労働条件の変更等がないこと	
事例4			(個別事項) ・質疑応答(一問一答形式) ・アンケートフォームの設置 ※株式発行会社が実施	・株式譲渡の必要性、背景 ・事前説明ができなかった理由	
事例5	新会社の設立	・新会社設立から4年後に 事業免許取得 ・事業免許取得から事業開始 までの間に実施	・全労働者に対する説明 ※元の会社の社長が実施 ・転籍予定者に対する説明 ※具体的な雇用条件は新会社の 社長が説明	・労働者の数名を転籍させること ・転籍先での業務内容	

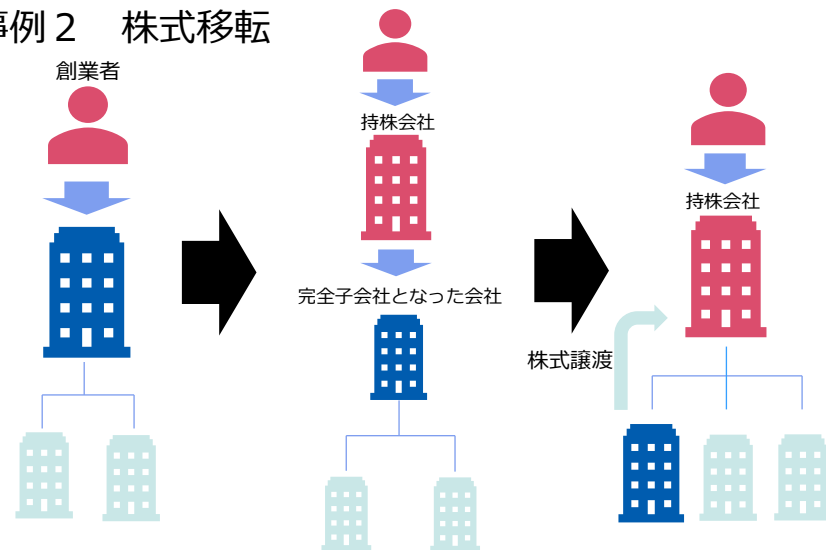
労働契約の承継という状況が生じない事例

事業再編の類型（概要図）

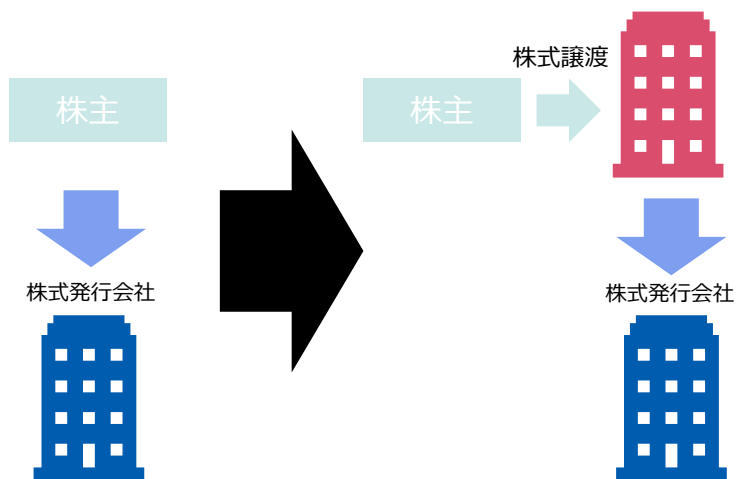
事例1 事業譲渡



事例2 株式移転



事例3、4 株式譲渡



事例5 新会社の設立

